

# 企業の知的財産の現場から見た本当に必要な知的財産政策

——知的財産制度ユーザーからの問題提起——

知的財産マネジメント  
第2委員会第2小委員会\*

**抄 録** 近年の経済のグローバル化の進展，技術の高度化・複合化，オープン・イノベーションの進展を背景に，世界的な特許出願の急増，権利取得・活用における予測困難性の増大，重畳的な特許錯綜状況の拡大，特許の直接収益化ビジネスの拡大という諸要素が絡み合い，イノベーションの阻害やビジネスリスクを増大させる，特許制度が予定していなかった問題が発生している。当小委員会では，日本企業の国際競争力確保とユーザーフレンドリーな知的財産制度実現の観点から，我が国の知的財産政策に関して，以下の問題提起と対応策提案を試みた。①各国特許審査のワークシェアリングや多様なユーザーニーズに応える，審査請求方法の選択肢の拡大。②権利の安定化・予測可能性を高める，審査の質向上と裁判所・特許庁間の判断基準の整合促進。③濫用的権利行使に対する権利濫用法理の適用指針等の整備。④公正取引委員会公表「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の更なる判断基準の明確化と事例集の充実。⑤官民における国際標準化エキスパートの長期的確保と我が国主導による必須特許判定機関の引き受け・支援の推進。

## 目 次

1. はじめに
2. 知的財産を取り巻く環境変化と問題認識の概観
3. 知的財産制度ユーザーからの問題提起と対応の方向性
  3. 1 特許の審査請求方法の選択肢の拡大
  3. 2 特許審査の質の向上と裁判所・特許庁間の判断基準の整合性向上を通じた権利の安定化
  3. 3 特許制度の目的に反する濫用的な権利行使に対する権利濫用法理の適用の明確化
  3. 4 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」における判断基準の明確化による予測可能性の向上
  3. 5 国際標準化エキスパートの長期的な確保と我が国主導による必須特許判定機関の引き受け・支援
4. おわりに

## 1. はじめに

当小委員会では，2006年度の知的財産マネジメント第1委員会第3小委員会の「企業の知的財産戦略からみた『知的財産推進計画』—知的財産を競争力の源泉とするために—」<sup>1)</sup>に引き続き，「企業にとって本当に必要な知的財産政策」をテーマとして調査・検討することとした。メンバーは，企業において知財マネジメントに携わる者であり，比較的マクロな視点から検討を行った。

具体的には，我が国の「知的財産推進計画」や法制度の改正状況ならびに知的財産制度を巡る国内外の議論をレビューするとともに，我が

\* 2007年度 The Second Subcommittee, The Second Intellectual Property Management Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国企業が直面している知的財産政策に関する諸問題を整理し、委員の中で問題意識が高いテーマを選んで、有識者・専門家の方々と意見交換を行い、その上で問題提起とその対応策をまとめることとした。

なお、本提案は、当小委員会の独自のものであり、日本知的財産協会を代表する見解ではないことにご留意いただきたい。また、我々は法律制度の専門家でもないため、提案内容に不十分な点も多々含まれていると思われるが、本提案が一つの契機となり、広く議論が行われることになれば幸いである。

## 2. 知的財産を取り巻く環境変化と問題認識の概観

当小委員会は、知的財産政策や制度に係わる環境変化と諸問題の概略を、以下のように整理した。

過去10年の世界を振り返ると、多くの国において、WTO加盟の前提条件であるTRIPs協定に基づく知的財産制度の整備が進展してきた。同時に、米国に端を発したプロパテントの波が欧州・アジア等を席卷し、知的財産権を強化する産業振興策を採る政府が増加した。我が国においては、政府が、2002年の知的財産戦略大綱の決定と知的財産基本法の制定、2003年の知的財産戦略本部の設置、同本部主導による毎年度「知的財産推進計画」の策定・推進、2005年の知的財産高等裁判所の設立等、関係省庁を横断したプロパテント志向の法制度の改正・整備を急ピッチに進めてきた。

一方企業サイドでは、経済のグローバル化の進展、技術の高度化・複合化、オープン・イノベーションの進展を背景に、各社で知的財産権を重視する知財戦略が取られ、世界的に特許出願が急増している（世界の特許出願件数は、1995年（約100万件）から2005年（約166万件）迄の10年間で7割近く増大）。

世界的な特許出願の増加は、各国特許庁の審査の負荷を急速に高めており、各国特許庁間で審査のワークシェアリングの取り組みが進められている。早期に各国で権利化したい企業にとっては日本でも審査を更に早めるニーズがある一方で、現在の3年の審査請求期間では特許ポートフォリオの最適化や事業化の見極めができないため、もっと遅い審査を望む企業も少なくない。各国特許庁間のワークシェアリングと多様な企業ニーズに共に応えられる審査制度が望まれる。

権利の活用面に目を転ずると、我が国では、権利者の立証責任が軽減される等プロパテント政策が進められている一方で、取得した権利を活用したときに裁判で無効とされる比率が極めて高く、予見可能性の低下はかなり深刻な状況にある。

特許出願の著しい増加は、特にICT（情報通信）・エレクトロニクス分野等のような高度に技術が複合化された分野において、特許権が重畳的に錯綜し、企業自身にとっても、権利関係の正確な把握、イノベーション創出の開発自由度確保、技術独占による競争優位の確保が容易ならざる状況をもたらしている。更にこの問題を悪化させる動きとして、自らは製造せず特許権の直接収益化を業とする事業者が、自らは製造しないことを強みとした差止の威迫により製造メーカーに高額ロイヤリティ支払いを迫り、特許制度の目的を逸脱し多大な社会的損失を招きかねない問題が、米国発で拡大する様相を見せている。

競争政策分野では、2007年9月に公正取引委員会が「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表した<sup>2)</sup>。新たな違反行為類型や体系が示され時宜を得た新指針公表であるが、企業実務からは適法か違法かの判断基準が分かり難い点が見受けられる。

オープン・イノベーションの促進において重

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

要な国際標準化では、日本では国際標準化に向けた取り組みは進められてはいるものの、EU・米国・中国のパワーの中で、特にICT（情報通信）分野を中心に、実務に携わる者からは我が国のポジションが弱く、何らかの打開策を取る必要があることが指摘された。

以上の認識を基に、当小委員会では、関係省庁、大学研究者、弁護士等の有識者・専門家の方々と意見交換を行い、色々なご意見やご指摘をいただいた。その上で、日本企業の国際競争力確保とユーザーフレンドリーな知的財産制度実現の観点から、次の第3章において具体的な問題提起と対応の方向性をとりまとめた。

### 3. 知的財産制度ユーザーからの問題提起と対応の方向性

#### 3. 1 特許の審査請求方法の選択肢の拡大

##### 【提案の概要】

国際的な特許庁間のワークシェアリングの進展を踏まえ、我が国ユーザーの多様なニーズに応えられるよう、審査請求方法の選択肢を拡大するべきと考える。現在の①早期審査、②通常審査に加え、③更なる早期の審査、④審査を急がない案件について、審査の着手時期を請求時から最大2年の範囲で指定できるような制度が必要ではないか。

##### (1) 制度ユーザーのニーズ

制度ユーザーとしては、権利化したい時期に早期に権利化できることが最善である一方、他社に先を越されないよう出願を行うが、権利化は技術の市場性が見通しや事業化の目処が立った時点でできるよう、一定の猶予期間を持ちたい場合もある。しかも、そのタイミングは、技術分野・事業分野・事業のステージ・産業の成熟度合・業態等により多様である。したがって、そうした分野毎に異なる柔軟な特許制度が設計

されることが望ましいが、他方、法律や制度が細切れになると、法的な安定性や予測可能性の低下の問題もあり、一気呵成にそこまで改革を求めるのは現実的でないと考えられる。

#### (2) 現在の審査請求制度の評価

##### 1) 早期審査制度の整備

我が国では、1986年に早期審査制度が導入され、幾時の改正を経て、その審査の順番待ち期間は請求から約2.3か月（2006年実績）となり、同制度の利用件数も増加している（2006年は7,600件<sup>3)</sup>）。出願人の早期権利化ニーズに概ね合致した制度運用になっていると判断できる（通常の審査請求では、審査の順番待ち期間は約27ヶ月）。

##### 2) 審査請求期間短縮の理由と運用の状況

###### ① 審査請求期間短縮の理由

他方、事業化の時期等の観点から権利化を見極めたいというニーズに対しては、現行の審査請求制度は必ずしも使い勝手がよいものとは言いがたい。

2001年10月の出願から、我が国の特許の審査請求期間は、出願から7年以内から3年以内に短縮された。その主な理由については、我々は次のように理解している。第1に、諸外国との制度調和の観点で、中国は3年、韓国やカナダ

表1 各国の審査請求期間

7年	ドイツ、ルクセンブルグ
5年	韓国、カナダ、豪州、タイ
3年	中国、台湾、インド、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン、ロシア、ウクライナ、チェコ、スロバキア等
2年	欧州特許庁(EPO)、英国、スペイン、スウェーデン、ベネズエラ、ペルー等
なし	米国等

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

は5年、ドイツは7年、米国は審査請求制度そのものがない（出願即審査請求と同じ効果）中で、特許庁も企業も、審査が同時期に進み早期に権利が確定することが効率的であり、世界特許への近道と考えられた（表1参照）。

第2に、個々の企業は権利確定が遅くてよいとしても、国全体としては、グローバルな競争や早期の権利行使・ロイヤリティの取得の観点から、権利確定は早くするべきであると考えられた。

第3に、権利確定の早期化により、新たな技術開発・事業化の促進が期待できると想定された。つまり、審査請求期間が長いと、長期にわたり権利の帰趨が未確定な出願が大量に存在し、第三者にとっては、特許侵害回避策や審査状況監視のコスト負担が掛かり、創造的な技術開発の阻害要因となる。他企業を牽制するための進歩性に乏しい出願が7年近くも放置されることになりかねないというものである。

## ② 審査請求の運用状況

制度改正から約6年が経過したが、一定規模以上の出願件数がある企業の知財部門の実務では、社内の手続き期間を考慮すると、3年間とは言え、実質、出願後1年から1年半の間に審査請求の判断をしているので、出願即審査請求にほぼ近いというのが現場の実感である。勿論、技術分野や企業規模による差異はあるが、目標とする特許ポートフォリオの最適化、製品化の時期や市場の見極めが十分にできないまま、審査請求する割合が相当程度あることは否定できない。技術分野による違いはあるとしても、請求期間短縮化以降、年々、特許査定率が低下している要因の一つと考えられる（2002年：約52%→2006年：約49%）。つまり、活用の見込みも不明で進歩性に乏しい出願も審査請求され、審査待ち期間も含めると5～6年近く未確定な状態が依然として残っている。

数字で見ると、図1では、1999年に特許出願

した案件の7年間の審査請求比率の合計は約57%であったが、図2では、審査請求料金の値上げにも拘わらず、2003年に特許出願した案件の3年間の審査請求比率の合計は約67%へと約10%増加した。

1999年に特許出願した案件の最終年（7年目）の審査請求比率は約21%で審査請求件数は8.6万件（1999年の出願件数41万件）であったが、2003年に特許出願した案件の最終年（3年目）の審査請求比率は約49%で審査請求件数は20.7万件（2003年の出願件数42万件）と増えており、中には判断できないまま審査請求した案件数も増えていることが想定される。

1999年の出願の各年の審査請求率

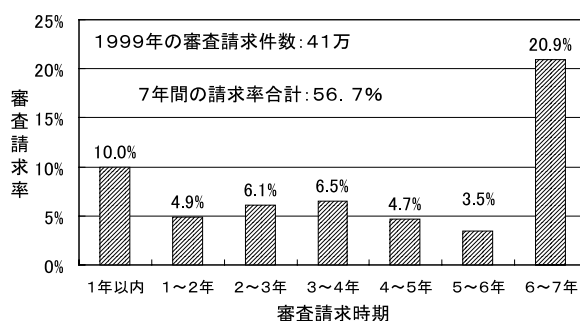


図1 審査請求7年の事例

2003年の出願の各年の審査請求率

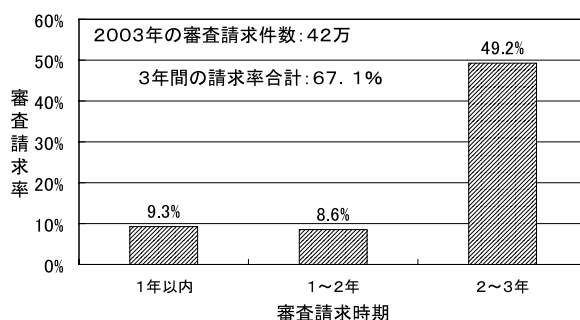


図2 審査請求3年の事例

## 3) 特許庁間の審査のワークシェアリングへの対応

世界的に出願件数が増加する中で、米国・日本をはじめとして各国特許庁の審査の負荷も高

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

まっているが、同じ発明がグローバルに出願され、重複して審査がなされているのが実態である。

世界統一の特許制度ができることが究極的な解決の姿であるが、そういう方向に向けて、第1国の特許庁がサーチや審査結果を早期に発信して第2国以降の特許庁がその結果を利用する特許庁間のワークシェアリングの取り組みは、特許庁にとっても、ユーザーにとっても、効率的で同時期に国際的に権利化が図られるメリットがある。この場合、グローバルに早期の権利化を求めるユーザーにとっては、日本における審査を更に迅速にして欲しいというニーズがあるのも事実である。

### (3) 特許の審査請求方法の選択肢の拡大

上述したユーザーニーズの多様化に応じて、審査請求方法の柔軟な運用が望まれる。一つは、審査のワークシェアリングのスキームの中で、現行の早期審査制度をもっと迅速化する、更なる早期審査の仕組みであり、もう一つは、審査の着手時期を遅く指定できる仕組みである。具体的には、①更なる早期審査、②早期審査、③通常の審査、④急がない審査（審査の着手時期を請求時から最大2年間の範囲内で指定できる）というように、審査請求方法の選択肢を拡大することが必要と考える。

④は、出願人は出願から3年以内に審査請求をするが、審査の着手時期を請求時から最大2年以内で指定し、真に審査が必要かどうか、見極める期間が得られるというものである。その期間内で、仮に権利化が不要となれば、審査着手前に取り下げを行い、審査請求料の半額返還を申請すればよい。真に権利化が必要な案件が厳選されて、審査を受けることになり、最終的な審査件数の減少が見込まれる。

特許庁は、2013年に平均的な審査の着手時期を請求から11ヶ月以内、を目標としているが、審査のワークシェアリングが進められると、①

更なる早期審査や②早期審査の比率が増えることが予想され、③通常の審査でも、平均着手時期は11ヶ月より遅くなるものと思われる。したがって、④を選ばなくても、着手時期は1年以上となるであろうが、積極的に審査の着手時期を指定できれば、特許庁にとっても、ユーザーにとっても、審査の進捗状況や負荷を見通すことが容易になるメリットがある。

こうした4つの審査請求方法が効率的・効果的に運用できるためには、審査の負荷の状況や審査着手時期に関する情報が可視化され、特許庁とユーザー間で共有化ができることが前提となる。

具体的な制度設計に当たっては、多様なユーザーニーズを踏まえて、請求方法毎の件数のシミュレーションや審査請求料金の体系、可視化の方法等を特許庁・産業界等の関係者において、十分議論を尽くして戴きたいと考える（図3参照）。

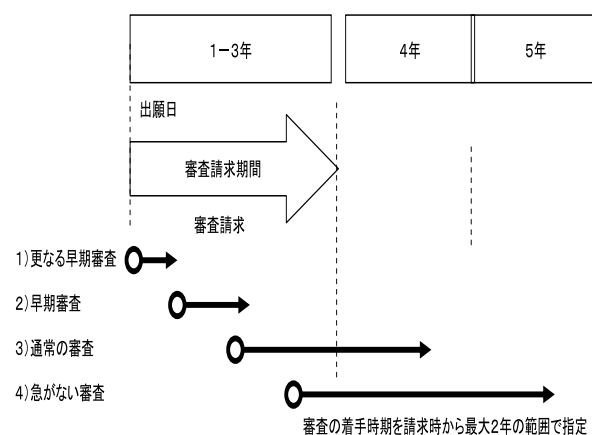


図3 審査請求方法の選択肢の拡大

## 3. 2 特許審査の質の向上と裁判所・特許庁間の判断基準の整合性向上を通じた権利の安定化

### 【提案の概要】

予測可能性が高く、安定した権利とするためには、①特許庁における審査の質の向上、②裁

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

判所と特許庁との間における進歩性を中心とする技術的な判断基準の整合性の向上，③国際的な進歩性判断基準の整合性確保と審査の質の向上，④プロパテントに見合った進歩性判断の適正化などが必要ではないかと考える。

### (1) 制度ユーザーのニーズ

制度ユーザーとしては、特許庁で付与された権利が安定的に活用できることが望ましく、権利の有効性に関する判断が特許庁と裁判所との間で、できる限り食い違わないことを願っている。

ただし、特許庁は、審査段階においては、特許という行政処分ができるか、進歩性を含む拒絶理由が発見できるか判断していること、特許無効審判においては、特許という行政処分の有効性を判断しているのに対し、裁判所は、権利濫用かどうか、特許に係る技術が真に法的保護に値するのか（価値判断）という民事上の争点を判断しており、相互に異なる手続なので、その間に差異が生じることは理解できる。

しかしながら、大局的には、特許庁と裁判所との間で判断基準の整合性が取れ、一定の予測可能性や安定性がないと、知的財産を競争力の武器とする企業の知財戦略や権利行使は成り立たず、ひいては創造的なイノベーション活動を停滞させることが懸念される。

### (2) 現在の制度の評価

#### 1) 裁判所・特許庁間の判断の差異の状況

我が国のプロパテント施策の中で、広い保護（コンピュータ・プログラム、バイオ、医療等）、強い保護（権利行使しやすくするための侵害訴訟における立証負担の軽減等）が実現したが、ここでは、制度的に強化された知的財産の保護が司法の場でどのように実現しているかをレビューする<sup>4)</sup>。

表2 2005年および2006年の特許侵害訴訟（地裁、知財高裁）

	地裁	知財高裁
A. 特許の有効性判断が争点となった比率	77% (=65件/全84件)	54% (=20件/全37件)
B. Aのうち、裁判所が有効性の判断を行った比率	75% (=49件/65件)	90% (=18件/20件)
C. Bのうち、無効とした判決の比率	58% (=38件/65件)	75% (=15件/20件)

2005年および2006年の特許侵害訴訟のデータでは、特許無効の抗弁がなされ、特許の有効性判断が争点となって裁判所が有効性の判断を行った中で、特許を無効とした判決は、地裁で58%、知財高裁で75%であり、共に高い比率であるが、特に知財高裁の比率の高さが顕著である（表2参照）。プロパテント政策がそのまま権利者の権利行使の勝率を意味するものでないことについて、ユーザーはよく認識する必要がある。

その無効理由を見ると、上記地裁・知財高裁の合計で、特許法第29条違反（新規性・進歩性欠如）が96%であり、第36条違反（記載不備）は僅かに4%に過ぎず、故に、侵害訴訟においては、裁判所の進歩性の判断基準が相対的に厳しいことが理解される。

また、知財高裁において特許の有効性を判断した審決取消訴訟では、特許庁で特許無効の審決をされたものが知財高裁で審決が維持された比率は80%（2005年）～89%（2006年）と高く、ほぼ知財高裁と特許庁の判断は一致している。逆に、特許庁で特許有効の審決をされたものが知財高裁で取消された比率は39%（2005年）～57%（2006年）もあり、注意する必要がある。

#### 2) 特許庁における審査・審判の状況

特許庁における特許査定率が1998年の65%から2006年の49%へと年々低下傾向にあるが、特

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

許庁は、裁判所における進歩性判断の厳格化の動きをフォローしていると言われており、そうした事情も特許査定率の低下に影響を与えているものと想定される。

他方、特許庁における権利無効化の手続きの改正について見ると、2003年、異議申立制度が無効審判制度に一本化され、情報提供制度が付与前に加え付与後も可能となったが、異議申立制度のあった時に比べると、明らかに無効審判請求件数や情報提供件数は減少している。その結果、潜在的に無効理由を有する特許が増加しており、特許権者にとっては権利行使しても、無効になるリスクが高くなり、第三者にとっては、監視コスト負担が増大しているとの指摘がある<sup>5)</sup>。

### 3) 特定企業の特定技術分野における審査のばらつき

表3は、ある企業における特定技術分野の3

表3 特定企業の特定技術分野における審査官の特許査定率

査定審査官	拒絶査定	登録査定	査定総計	登録査定率
A		24	24	100%
B		10	10	100%
C	1	27	28	96%
D	3	11	14	79%
E	9	32	41	78%
F	8	27	35	77%
G	3	10	13	77%
H	6	16	22	73%
I	15	30	45	67%
J	5	10	15	67%
K	23	38	61	62%
L	10	16	26	62%
M	9	14	23	61%
N	12	17	29	59%
O	12	16	28	57%
P	25	24	49	49%
Q	29	19	48	40%
R	37	23	60	38%
S	26	11	37	30%
T	23	4	27	15%
全体	256	379	635	60%
査定総計 10件以上 (2004年-2006年)				

年間(2004年~2006年)の審査について、10件以上を処理した20人の審査官の特許査定率を調査したデータである。審査官毎に査定率を見ると実に15%~100%と大きくばらついている。

図4は、表3と同じデータで、審査官の経験年数と特許査定率の関係を示したものである。概して、経験年数が長くなるに連れて特許査定率が高くなる傾向が見られる。

同一技術分野の中でも、さらに細かい下位分野があったり、明細書の記載と引用文献との関係など各種の相違点がありうる。また、企業が同じと考える技術分野でも、審査室が異なるケースもある。したがって、一律的な評価はできないが、審査官によりこれほどまでに特許査定率が異なることは、制度ユーザーにとっては予測困難な状況にある。

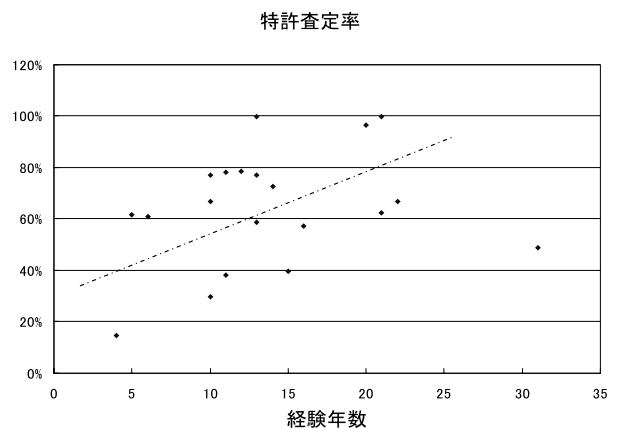


図4 特定技術分野の審査官経験年数と特許査定率

### 4) ICT・エレクトロニクス企業の出願の現状

ここ数年、日本の特許出願件数は約40万件で推移しているが、このうち、出願件数の多い上位20社は、殆どがICT(情報通信)・エレクトロニクス関連企業で、日本全体の4分の1を占めている(合計は10万件強)。

これらの企業の大量出願の主な理由としては、「他社とのクロスライセンスで優位に立つ」、「迂回発明を防止するため、点ではなく面で出願する」、「出願時の評価が困難でとりあえず出

願しておく」ことなどが指摘されている<sup>6)</sup>。そのため、量に頼らざるを得ない環境の下では出願件数の多さに加え、審査請求期間の短縮後は、短期間での見極めは難しく、結果として特許査定率が低くなっている（2006年、電気通信業界で約48%）。

### (3) 改革の方向性

#### 1) 特許庁の審査における品質の向上

今回サンプルした特定企業は、審査のばらつきの程度が著しく大きな事例であったかもしれないが、この企業だけの問題とは考えられないので、特定の技術分野、或いは、その下位分野では、審査室の違いや審査官の違いで審査の判断がばらつかないように、これまで以上に審査の品質の確保を図っていただきたい。審査の質向上に向けて、2007年度に特許庁に設置された品質監理室や各審査部・室においてなされている取り組みを、さらに一段と実効あるものに進めたい。

#### 2) 裁判所、特許庁間における進歩性を中心とする判断基準の整合性の向上

企業の権利行使が正当であるかどうかを判断する特許侵害訴訟において、裁判所と特許庁の判断の差異を狭めるべく、裁判所、特に知財高裁と特許庁との間における進歩性判断に関する意見交換をより積極的に進めたい。裁判所の価値判断が特許庁の判断と異なることはあるとしても、少なくとも技術論的には、特許庁の審査基準等の判断の物差しをできるだけ共有化するようにフランクな相互の意見交換や交流を図っていただきたい。

また、進歩性および記載要件の判断基準の実態とあるべき姿について、既に特許庁・法曹関係者・企業が連携して検討が始められているが<sup>7)</sup>、今後、さらに予測可能性を高める観点から、共通の理解を持つべく、意見交換を継続・推進していただきたい。

#### 3) 国際的な進歩性判断基準の整合性確保と審査の質の向上

日本企業もグローバルに特許権を確保し活用する時代となっており、国際的に進歩性および記載要件の判断基準が統一され、審査の品質が確保・向上されることは、国内と同様、或いは、それ以上にニーズが強い。各国の特許庁間の審査のワークシェアリングが進められる中では、尚更である。これまでも、日本特許庁・米国特許商標庁・欧州特許庁の三極で実体上の制度調和の調整が進められており、最近では中国特許庁・韓国特許庁を加えた五極へと拡大されているが、これをさらに進めたい。

#### 4) プロパテントに見合った進歩性判断の適正化

進歩性は、当業者の認識する技術水準との相对比较によって決められる性質のものである。その具体的な判断基準はイノベーションのスピードや成熟度など産業や技術分野によって異なるものの、政策の基本的な考え方としては、質の高い適正な審査（同一技術分野では同一の適正レベルの進歩性判断）による強く安定した（無効になり難い）権利の付与を目指すべきと考える。

特許の数を頼りにせざるを得ないICT・エレクトロニクス分野では、同一技術について複数特許が重複して存在したり（特許の藪；patent thickets）、一製品を事業化する上で実施許諾を要する特許権と権利者が多数存在する（アンチ・コモنزの悲劇；‘Tragedy of the Anti-Commons’）現象が生じていると言われる。こうした分野は、ネットワークの外部性による規格の統一など第三者に与える影響が多いことから、低い進歩性判断の基準で権利を付与すると弊害が大きくなることが想定され、こうした問題が緩和される程度に思い切って進歩性の判断基準を引き上げることも、検討する価値があるのではないかと考える。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

プロパテント政策を推進してきた米国でも、質の低い特許や有効性が疑わしい特許の増加によるイノベーションの阻害が問題となっていた。「進歩性の判断を適正化」したと言われるKSR事件最高裁判決（*KSR International Co. v. Teleflex Inc.*, U.S., No.04-1350, 2007年4月）<sup>8)</sup>を契機として、特許の質を向上する取り組みが進められ、軌道修正がなされてきている。

産業や技術分野によって相違はあるが、基本的には、進歩性の判断基準と権利保護の強さは、一定の相関関係を維持する必要があると考えられる（図5参照）。「甘い審査」（進歩性の判断基準が低い）と「強い権利」の組み合わせは、イノベーションを阻害し、産業の健全な発展を妨げかねないからである。

強い	×		◎
↑			
弱い	○		×
特許権 進歩性	低い	→	高い

図5 進歩性と特許権

### 3. 3 特許制度の目的に反する濫用的な権利行使に対する権利濫用法理の適用の明確化

#### 【提案の概要】

一定の産業分野で見られる市場の機能を損い、多大な社会的損失をもたらす、特許制度の目的に反する濫用的な権利行使に対しては、まずは、民法上の権利濫用の法理が適用されるよう、適用対象を明確化したガイドラインを早急に整備することが必要と考える。

ただし、法的拘束力がなく、上手く機能しない場合には、ソフトウェア・ICT・半導体などの産業・技術分野では、一定の濫用的な権利行

使に対しては、裁判所が差止請求権を制限し、損害賠償のみを認めることができるように、特許権の在り方について議論することも必要ではないか。

#### (1) 所謂パテント・トロール問題と我が国の置かれた状況

近年、知的財産から直接収益化を図るビジネスが拡大するにつれ、「複雑な製品のごく一部が侵害していることを根拠に侵害者をホールドアップし、製品の付加価値の中から特許権の貢献分よりはるかに多くの取り分を搾り出すべく、差止めの脅威を背景に迫る」<sup>9)</sup>ようなケースが米国を中心に発生し、問題となっている。中には、自らは発明の実施の意図もなく特許を収集し、差止請求の威迫により法外な実施料収入を得ることを目的とする、非実施事業者（non-practicing entities；NPEs）やパテント・トロール（patent troll）と呼ばれる事業者も出現した。

我が国の特許法では、裁判で侵害が認められれば、自動的に差止請求が認められる（第100条）。本来は金銭的救済が認められれば足りる場合や、技術的には価値の小さな特許であっても、高額なライセンス料の支払いに応じない報復として侵害者の事業を差止めることが可能である。前記の「特許の藪」や「アンチ・コモنزの悲劇」の現象が生じている産業分野では、特にこうした問題が起きやすい。

したがって、我が国において、多大な社会的損失をもたらすような権利濫用的な権利行使を行う事業者からライセンス申出があった場合でも、企業は、ライセンスの条件交渉において常に差止めリスクを背負った不利な立場に置かれることになる。即ち、特許技術の価値や経済性を考慮して不合理な条件であっても、差止の威迫で権利者の言い分が通ってしまう危険性がある。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## (2) 米国eBay事件最高裁判決の示すもの

これに対し米国では、2006年5月のeBay事件最高裁判決（*eBay Inc. v. MercExchange L.L.C.*, U.S. 126 S.Ct. 1837 (2006)）<sup>10)</sup>で、「特許権侵害が認定されても、救済として差止めが自動的に認められるわけではなく、衡平法（equity）上の原則に従って裁判所が合理的と認める条件に基づいて差止めを命ずることができる（米国特許法第283条）」との原則（この原則は日本に無い）が再確認された。差止を認容するには、衡平法上確立された原則である4要件テストが充足される必要があることが判示された。

〈衡平4要素テスト〉

- 1) 永久的差止を認めないと権利者が回復不能な損害を被ること
- 2) 金銭的救済（コモンロー上の救済）だけでは権利者の救済が不十分であること
- 3) 差止の許否により権利者・侵害者それぞれにもたらされる困難の度合を衡量して、永久的差止の容認が適当であること
- 4) 永久的差止を命ずることが公益を害さないこと

このeBay最高裁判決により、今後、米国においては権利濫用的な特許の直接収益化活動が抑止され、また、特許ライセンス交渉や和解交渉での交渉力を削ぐ効果をもたらすことが予想される。この影響は米国一国に留まらないであろう<sup>11)</sup>。

## (3) 対応の方向性

上記の通り、日本では特許侵害が認められると自動的に差止請求が認められる法的構造となっているが<sup>12)</sup>、差止により侵害者側に著しい不公平が生じたり市場の機能を損なう様な場合を救済する制度的ツールは、目下のところ、信義則や権利濫用（民法第1条）等の一般条項しか

法的な用意がないと思われる<sup>13)</sup>。

そこで、特許制度の目的に反するような一定の差止め請求に対しては、抑止的効果を持たせ、予測可能性を高めるために、民法上の権利濫用の法理が適用される事例を議論し、早急にその考え方および要件を明示的なガイドラインとして定める必要があると考えられる。

ただし、そうしたガイドラインに法的拘束力を持たせることは難しいことも想定され、今後、この問題にどこまで有効に対処できるかどうかは未知数の部分が残る。

我が国の特許法は、「特許権侵害＝差止請求権」となっている。しかしながら、製薬とICT（情報通信）分野では特許の性格や使用方法の違いが見られるように、産業分野によっては、特許権の内容、権利行使の態様は様々である。産業分野別の特許権の在り方については、さらに根本的な議論が必要ではあるが、ソフトウェア・電気産業分野・半導体産業分野など、ネットワークの外部性などから社会的な影響の大きな一定の産業分野に限っては、「一定の濫用的な権利行使の場合」には差止請求権を制限して損害賠償請求のみを認めるよう、特許権を制限することを検討してみてもいいのではないかと<sup>12)</sup>。その「一定の濫用的な権利行使の場合」とは、例えばeBay判決の4要素テストを参考としつつ、それをもっと特許権・知的財産権に即して要件を整理する必要がある（注記11もそうした一つの参考例と考えられる）。

こうした特許権の極限的・濫用的な行使の問題を突き詰めていくと、特許権の本質が産業・技術分野によって異なることを際立たせる一つの契機とも見て取れる。多少時間は掛かるかも知れないが、本問題がもたらしたそうした特許制度の本質論（例えば、欧州で議論されている、差止権を有しない特許権‘soft IP’のアイデア等）についても併せて議論を進めていく必要があるのではないかと考える。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 3. 4 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」における判断基準の明確化による予測可能性の向上

#### 【提案の概要】

企業が適切な知財戦略の策定や適法な権利行使を判断できるよう、具体的事例を増やし、予測可能性を高めるための議論を経つつ、本ガイドラインのコンメンタール・事例集の整備が必要と考える。また個別論としては、①「知的財産制度の趣旨を逸脱する行為」の定義の明確化や、②「技術を利用させないようにする行為」に対する規制範囲の限定・明確化等が図られるべきと思われる。

#### (1) 本ガイドラインと企業のニーズ

知的財産制度（特許法等）および競争政策（独占禁止法）は、企業のイノベーション意欲を高め、産業や経済の発展による国民生活の向上を目指す点で目的を同じくする法制度である。

ただし、米国の歴史に見られるように、競争政策と知的財産政策の緊張関係により、アンチパテント時代、或いは、プロパテント時代に振れ、その時々技術革新、産業政策や経済活動の状況等により、ダイナミックに調節されてきた。

最近の欧米における知的財産権と競争政策との関係についての議論やガイドラインの改定等も踏まえ、我が国でも、2007年9月28日、公正取引委員会が「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（以下、「本ガイドライン」という。）を公表し、旧ガイドラインを廃止した。

本ガイドラインは、国際標準化のホールドアップ問題やパテント・トロールのような権利濫用行為等、知的財産に係わる現代の時代状況を考慮した上で、その対象を技術に係る知的財産権の全てに広げ、「技術を利用させない行為」という新しいカテゴリーに踏む込み、セーフハーバーの数値を盛り込むなど、意欲的・画期的

なもので高く評価されるべきものとする。

ところで、本ガイドラインの特徴の一つは、その適用対象とする技術の利用に係る制限行為を3つの類型（①「技術を利用させないようにする行為」類型、②「技術の利用範囲を制限する行為」類型、③「技術の利用に関し制限を課す行為」類型）に分けていることである。過去に独占禁止法違反で問題とされた事例から一定の類型を抽出し、上位概念で括って横断的に記述したものと思われるが、殊に①「技術を利用させないようにする行為」では挙げられた事例に較べて上位概念が広いため、後掲（2）2）に述べる懸念が生じている。

また、独占禁止法第19条違反の要件である公正競争阻害性については、①「競争減殺の恐れ」、②「競争手段の不当性」、③「自由競争基盤の侵害」に分けて分析すべきとしながら、不公正な取引方法の一般指定との対応関係では従来学説と異なる部分もあるため、具体的な適用基準が却って分かり難くなった点もあり<sup>14)</sup>、予測可能性において十分であるとは言いがたい<sup>15)</sup>。知的財産の実務では、違反類型の概念や分け方もさることながら、ある行為が独占禁止法違反になるのかがストレートに知りたいところである。

したがって、企業が適切な知財戦略の策定や適法な権利行使を判断できるよう、具体的事例を増やし、予測可能性を高めるための議論を経て、本ガイドラインのコンメンタールのようなものを整備することが必要と考える。

ここでは、主要な2点について、具体的に申し述べる。

#### (2) 対応の方向性

##### 1) 「知的財産制度の趣旨を逸脱する行為」の定義の明確化

今回示された「独占禁止法の適用に関する考え方（第2-1）」の肝となるのは、そもそも

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知的財産権の行使とみられない行為に加えて、「外形上、知的財産権の行使とみられるが、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反する行為と認められるときは、知的財産権の行使とは認められない」というものである。しかしながら、「知的財産制度の趣旨」がどのようなものであるかについての具体的な説明はない。

各論でも、「私的独占の観点からの検討（第3-1（2）技術の利用範囲を制限する行為）」等について、「知的財産制度の趣旨を逸脱する等と認められる場合には、権利の行使とは認められず」と個別具体的な要件は示されていない。

そもそも特許法でも、「発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（第1条）」程度しか書かれておらず、既定の定義・定説はないが、特許法等に係る裁判所の判例等では、知的財産に関する法目的や制度の意義についての論述の蓄積が相当あり<sup>10)</sup>、知財部門の実務では、それらを意識して法律の適用の対象になるのかどうかを判断している。

したがって、ある行為が適法であるか、違法になるかの境界を判断できるくらいの基準にするためには、これらの議論の蓄積の整理を行い、知的財産制度の趣旨を逸脱する具体的な要件を明確に列挙する必要があると考える。その要件について訴訟の場で裁判所からも規範となる考え方が示されるといった活発な対話プロセスを経ることにより、より明確性・予測可能性の高いものとなることを期待する。

### 2) 「技術を利用させないようにする行為」

#### に対する規制範囲の限定・明確化

事業者が競争者の利用する可能性のある技術の権利を集積して、自らが使用せず、競争者に対してライセンス拒絶する行為を「買い集め行為」として規制している（第3-1（1）ウ）が、多くの企業にとって知的財産戦略への影響

が大きいと思われる。示された例では、代替関係にある技術を有する者がデファクト・スタンダード化を目指して競争している場合において、一方が他方の技術を買い集め、ライセンスしない行為が私的独占に当たると紹介されており、一定の条件下では理解できなくはない。

しかしながら、特許権の譲渡を受けた者が禁止権を行使することは本来の権利行使であって、それを制限することは、技術取引を抑制する効果が働き、一般化すべきではないものと考えられるので、（共同行為や欺罔行為の介入しない、単独事業者によるライセンス拒絶に於いては）パテント・トロールのようなイノベーションを阻害する著しく権利濫用的な行為等に対して限定的に違法になることを明確化していただきたい（第3-1（1）イも同様）。

自社の事業領域に競合他社が参入するのを阻止するために、自社が採用する技術についてだけでなく、その回避技術・代替技術・周辺技術についても特許網を張り巡らせる知的財産戦略は、一般に浸透している。また、そうした知的財産戦略に必要な特許ポートフォリオの構築を短期間のうちに機動的に実現する方策として、他者から特許権を購入取得することは、知的財産実務において外せない選択肢となっているからである。

また、目的や期待する効果が同じ方向にあることから、前記3-3で述べた特許権の行使に係る権利濫用の法理に関するガイドラインの検討に当たっては、独占禁止法の観点からも併せて検討することは、視点が複眼的になるとともに整合性を取ることができることから、大変重要と考える。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 3. 5 国際標準化エキスパートの長期的な確保と我が国主導による必須特許判定機関の引き受け・支援

#### 【提案の概要】

EU, 米国, 中国がリードする国際標準化活動の中で, 日本の地位を確保・向上させる方策として, ①官民における標準化エキスパートの長期的な確保と評価の向上, ②標準化を意識して外国勢と組んだ研究開発活動, ③必須特許の判定に係る中立的機関による業務引受けや支援を日本が積極的に行い, 汗をかく地道な活動を進めることが必要ではなかろうか。

#### (1) 我が国が置かれている状況

日本のエレクトロニクス産業では規格競争がイノベーションを促してきた。古くはVHSとベータの家庭用ビデオ規格, 最近ではブルーレイディスク (BD) とHD-DVDの次世代ディスク規格がそうである。これまでは, 複数のデファクト規格のうち市場原理で勝者となった規格が実質的に国際標準となっていた。そうした規格に関しては, しばしばパテントプールが形成され, MPEGに代表される専門組織による国際標準の策定が目覚ましい成果を上げてきたが, その国際標準に係わる知的財産を運営・処理する仕組みが複雑となり, 大きな課題となってきた。

他方, 1995年のWTO(世界貿易機関)/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)<sup>17)</sup>の発効により, 世界市場における国際標準の重要性は飛躍的に高まった。同協定により加盟国は関連する国際標準を国内標準や技術基準(強制規格)の基礎として用いることが義務付けられた。

EUは, EUの地域標準を世界標準にする戦略を取り, 影響力を持つアフリカ・中東を巻き込んでいる<sup>18)</sup>。米国では, マイクロソフト等デファクト・スタンダードで強い企業が世界を制し

てきたが, 近年はデジュール(公的)標準への対応を強化している<sup>19)</sup>。中国は, 自らの市場の大きさを強みとしてデジュール標準の獲得に注力している<sup>20)</sup>。

日本も, 知的財産戦略本部が2006年12月に「国際標準総合戦略」を公表し<sup>21)</sup>, 経済産業省も2006年11月, 「国際標準化戦略目標」を掲げた<sup>22)</sup>。民間では, 日本経団連が2004年に「戦略的な国際標準化の推進に関する要請」をとりまとめ<sup>23)</sup>, 2007年5月には, 「技術の国際標準化に関するアクションプラン」を策定し<sup>24)</sup>, また, 業界毎の取り組みも進められている。

しかしながら, 特に国際標準化競争の激しいICT(情報通信)分野等では, 国際標準化に携わる企業人の目から見て, 日本は平等なデジュール志向であるが, 先行する欧州, 影響力を行使し始めた米国, 或いは国家を挙げて取り組む中国に較べると, 孤立しており, 後塵を拝している感は否めない。平等・公平・中立的といったフレームから抜け脱して, 国を挙げて国際標準化の実を取る, 泥臭い実戦的なモードに方向転換することが急務と思われる。

#### (2) 対応の方向性

##### 1) 官民における標準化エキスパートの長期的な確保と人事評価の向上

国際標準化活動で優位なポジションを確保するためには, 国際議長・幹事の積極的引受けも重要である。欧米の代表を見ると, 法律・ビジネス・技術が分かる弁護士のような標準化エキスパートがいて, 長年培った人脈を武器にしてタフな交渉をしており, 影響力も大きい。彼らは, 官民を行き来してプールされた, 長期(10年~30年)の担当者であり, 相互の人的繋がりも強い。

我が国でも, こうした人材の長期的(10年~20年)な確保を組織的・計画的に進めるため, 官民の連携・協力が必要である。

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

産業界では、各業界において標準化エキスパートを確保するとともに、政府においても、国際標準化に携わる担当者を短期のローテーションではなく、長期的計画で確保していただきたい。優秀な人材投入のためには、政府においても、産業界においても、人事面できちんと評価することが欠かせない。

また、世界に仲間づくりやシンパを増やすためには、留学生や研修生の受け入れを拡大することが官民ともに必要である。

### 2) 外国企業と組んだ研究開発活動

諸外国の企業と連携し、仲間となるためには、技術が優れていればそれでよいのではなく、日本企業側から頭を下げてでも研究開発の段階から仲間に入れてもらうことも重要である。日本の企業又は企業連合は、標準化を含めた長期的なビジネス構想を持ち、研究開発の早い段階から外国勢を巻き込む戦略を立て、積極的に仕掛けていくしたたかさが、必要と考える。

### 3) 日本発の必須特許の判定に係る中立的機関による支援または業務引受け活動の推進

公正取引委員会が2005年6月29日に公表した「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」<sup>25)</sup>の第3-2(1)アでは、パテントプールに含まれる特許が規格で規定される機能および効用の実現に必須な特許(必須特許)に当たるか否かの判断が重要であり、その判断は、恣意的な判断を避けるため、パテントプールに参加する事業者から独立した専門的な知識を持った第三者が行うことが必要であると示されている。

しかしながら、専門的な知識を持った第三者(機関)をパテントプール形成の都度確保する(第三者機関を設立する)のは、多大な時間と労力を必要とする。

新たに設立された標準化団体が、標準化技術に係る必須特許の認定を行う専門的な知識を持つ

第三者の確保(第三者機関の設立)をスムーズに行えるよう、これを支援し専門的な知識を持つ第三者を仲介し、或いは、自らそのような第三者に委託して必須特許の認定まで行う、中立性と透明性の高い機関が存在することが望まれる。特に国際標準規格に係る必須特許の判定においては、特定国の利益が優先されていると疑われることのないよう、高い中立性と透明性が求められる。

この先駆的取り組みとして、日本知的財産仲裁センター(JIPAC)が、特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体との合意に基づき、必須特許であるか否かを鑑定する業務の受託を開始している<sup>26)</sup>。

こういう大変な役目こそ、日本がリーダーシップを取って、汗をかき、諸外国から支持されるように地道な努力を行うことが重要である。こうした取り組みが他国にも波及して同様の必須特許判定業務が行われるようになり、必須特許の判定がスムーズに実現できる中立性と透明性の高いグローバルな仕組みが構築できるよう、官民一体となって取り組むべきと考える。

## 4. おわりに

日頃の知的財産実務の現場からみて、当小委員会として、知的財産政策に関連して、重要度が高いと考える問題点の提起と対応の方向性に関する提案を試みた。

いずれも、知的財産制度の利用者として、よりユーザーフレンドリーな制度のあり方を論じたものである。勿論、提案の内容は粗削りであり、考慮が十分に及んでいない点も多々あり、ご批判は甘受する。企業或いは産業界が自助努力することは当然であるが、日本企業の競争力向上のため、より使い勝手の良い知的財産制度の実現に向けて、政府・関係省庁、裁判所、公正取引委員会、産業界における議論をより活発化させるきっかけとなれば、それ以上を望むも

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

のではない。

2007年度の当小委員会の活動の中で、これらのテーマに関して、関係する省庁、大学研究者、法曹関係者等の専門家、有識者の方々と意見交換をさせていただき、多くの貴重なご意見や示唆を頂戴した。ご多用中にもかかわらず、時間を割いて丁寧な対応をしていただいたことに、心から感謝を申し上げる。

なお、本論説は、2007年度知的財産マネジメント第2委員会第2小委員会メンバーが担当した：田村義文（小委員長，大日本スクリーン製造），御倉徹也（小委員長補佐，松下電工），伊藤寛（三井化学），小林忠造（富士フイルム），駒井慎二（住友大阪セメント），塩谷良和（明電舎），千田吉成（ソニー），樋口和博（楽天），藤原康成（麒麟ビール），山崎紳正（凸版印刷），山田小一（NTTドコモ）。

注 記

- 1) 日本知的財産協会 知的財産マネジメント第1委員会第3小委員会「企業の知的財産戦略からみた『知的財産推進計画』－知的財産を競争力の源泉とするために－」、『知財管理』Vol.57 No.12 (2007)
- 2) <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/07.september/07092803.html>
- 3) 特許庁「特許行政年次報告書2007」, p.165
- 4) 日本知的財産協会 特許第2委員会第2小委員会「特許権等侵害訴訟の近年の傾向とその対応」, 『知財管理』Vol.57 No.9 (2007)
- 5) 日本知的財産協会 特許第2委員会第1小委員会「企業からみた審判制度の現状と課題」, 『知財管理』Vol.57 No.7 (2007)
- 6) 「日本エレクトロニクス関連企業の特許出願戦略に影響を与える要因の分析」知財マネジメント研究第4巻 京本他 (2006)
- 7) 特許庁審判部「進歩性検討会報告書」(平成19年3月), 「進歩性検討会報告書」(平成20年3月), 社団法人日本国際知的財産保護協会「進歩性等に関する各国運用等の調査研究報告書」(2007年3月)
- 8) <http://www.supremecourtus.gov/opinions/>

06pdf/04-1350.pdf

- 9) マーク・ラムレー（スタンフォード大学教授）他，52名の知的財産法学者の「意見書」(2006年からの引用)
- 10) <http://www.supremecourtus.gov/opinions/05pdf/05-130.pdf>
- 11) 米国eBay事件最高裁判決を論じた論説の中には、我が国においても、以下の(a)～(c)の要件を満たす場合には差止めを否定する政策的必要性が大きいという指摘がある。玉井克哉，「パテント」, 『特許権はどこまで「権利」か』, Vol.59 (9), p.57より抜粋。
  - (a) 特許の藪 (patent thickets)
    - (a-1) 一個の製品に多数の発明が複合的・重畳的に実施されていて，
    - (a-2) 全てを予めチェックして侵害を回避することが不可能又は著しく困難であり，
  - (b) ホールド・アップ問題
    - (b-1) 権利行使の段階では既に製品化や規格化がなされているか，或いは既に大規模な投資がなされていて，
    - (b-2) 特許発明の実施が差止められると技術的迂回のため侵害者が大きな経済的打撃を受ける事情があり，
  - (c) パテント・トロール
    - (c-1) 特許権者に自ら事業化する意図も技術革新を継続する意図がなく，
    - (c-2) 差止めをしなくとも特許権者やライセンス先が市場で築くべき独占的地位が害されるなどの実質的な損害がない。
- 12) 松本重敏「eBay事件判決と日本特許法の比較考察」, 『知財管理』, Vol.57 No.2 (2007)
- 13) 「公共の利益」のために私権を制限する法理として，特許法に第93条（裁定実施権制度）があるが，民法第1条第1項や憲法第29条と異なり，適用実績が皆無で適用要件も明らかでない。
- 14) 和久井理子「独禁法・知的財産法務の現在と知的財産指針」, 『公正取引』No.684 (2007年10月)
- 15) 他に，不公正な取引方法の中で最も重要な要件である「公正競争阻害性」についても，「公正競争阻害性を有する場合には，不公正な取引方法に該当する」と個別具体的な説明がない箇所が散見される（第4-2～4）。
- 16) 例えば，最高裁（第三小法廷）H12年4月11日判決。所謂「キルビー特許判決」。「特許権侵害

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

訴訟を審理する裁判所は、…当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと解するのが相当である。このように解しても、特許制度の趣旨に反するものとはいえない。」

- 17) WTO/TBT協定は、WTO設立協定の附属協定の一つであり、強制規格 (technical regulations)、任意規格 (standards)、適合性評価手続 (conformity assessment procedures) が国際貿易の不必要な障害となることの防止を目的としている。加盟国が強制規格、任意規格、適合性評価手続を必要とする場合において、関連する国際規格が存在する場合には、その国際規格を、それらの基礎として用いることが義務付けられている (24条, 54条, 附属書3F項)。
- 18) EUは、域内市場統合のため域内の技術基準 (強制規格) を統一し、域内貿易障害の解消に早くから取り組んでいる。ISO (国際標準化機関)、IEC (国際電気標準会議)、ITU (国際電気通信連合) の各本部が欧州に存在する地理的優位に加え、一国一票の投票制度下EU加盟国だけで27票 (2007年末) という数の強みがある。地域標準化機関と国際標準化機関との協力協定に基づく強い連携も欧州の国際標準戦略の強みである。
- 19) 米国は、伝統的に市場メカニズムを重視する傾向が強く、かつてはデファクト標準やフォーラ

ム標準が重視されてきた。WTO/TBT協定発効後はデジュール標準の強化に乗り出し、ISOにおけるTC (専門委員会)・SC (分科委員会) の幹事国引受数を急速に延ばしている (2006年実績: 独126, 米123, 英国100, 仏77, 日本47)。また、国際標準化機関との連携強化、デファクト標準での強みをデジュール標準に活かす取り組みを進めている。

- 20) 外国企業に多大の実施料を支払ってきた中国は、国際標準の重要性を強く認識し、2001年のWTO加盟と同時に、国务院直轄組織として国家標準化管理委員会を設け、国内標準の確立から国際標準化を推進する施策を開始した。2006年から2020年の科学技術政策を定めた「国家中期科学技術発展規画綱要」においても、国際標準化活動への積極的参加など多くの目標を掲げている。
- 21) 2006年12月6日, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/061206.pdf>
- 22) 2006年11月26日, [http://www.meti.go.jp/policy/standards\\_conformity/files/sennryakumokuhyo.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/standards_conformity/files/sennryakumokuhyo.pdf)
- 23) 2004年1月20日, <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/007.html>
- 24) 2007年5月15日, <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/047.html>
- 25) 2005年6月29日, <http://www.jftc.go.jp/dk/patent.html>
- 26) 2006年4月, <http://www.ip-adr.gr.jp/>

(原稿受領日 2008年7月11日)